

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

事業者：カノンしもがも居宅介護支援事業所

居宅介護支援 重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社アミタ
代表者名	大橋 秀暢
所在地・連絡先	(所在地) 京都市左京区下鴨泉川町36-21 (電話) 075-724-2974 (FAX) 050-3737-6288

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	カノンしもがも居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京都市左京区下鴨泉川町36-21 (電話) 080-4599-8349 (FAX) 050-3737-6288
事業所番号	2660690187
管理者の氏名	小池 洋子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後 の人数(人)	職務の 内容等
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	非専従	専従	非専従		
管理者	1	1				1	従業者の管理及 び業務の一元的 な管理
主任介護支援専門員	1	1				1	居宅介護サービ スの提供
介護支援専門員							居宅介護サービ スの提供

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	北区・左京区・上京区・中京区の下記の道路で囲まれた 地域（別紙参照） 北山通以南・白川通以西・丸太町通以北・西大路通以東
------------	--

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

※ 詳細は別紙事業実施地域をご参照ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日除く）
営業時間	9：00～18：00

※ 営業しない日： 土曜日・日曜・祝祭日・12月30日～1月3日

3 サービスの内容

- 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等
 - ※ 課題分析（アセスメント）の実施
 - ※ サービス担当者会議の開催
 - ※ ケアプランの実施状況の把握・評価（モニタリング）の実施
- 要介護等認定の申請に係る援助
- 給付管理業務

4 費用

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

別表をご確認ください。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。

(2) 運営方針

- 1 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的な介護サービス計画に基づいて介護サービスが提供されるよう配慮して行います。利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため指定居宅介

護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にします。

- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。また地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るよう努めます。
- 5 サービスの提供に当たっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行います。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講じます。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- 6 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思をふまえ、必要な協力を行います。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。
- 7 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう常に研鑽に努め、被保険者に公正、中立に対応し正しい調整を行います。
- 8 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は【利用状況別紙】のとおりです。

(3) その他

従業員研修を年3回以上継続の研修を行なっています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 小池 洋子 受付時間 9:00～18:00 連絡先 電話 080-4599-8349 FAX 050-3737-6288 面接(当事業所) 苦情箱 玄関に設置
当法人相談窓口	受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号: 075-724-2974
京都市左京区役所保健福祉センター	受付時間: 月曜日～金曜日 8:30～17:00

健康長寿推進課	電話番号：０７５－７０２－１０６９
京都市北区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 ８：３０～１７：００ 電話番号：０７５－４３２－１３６４
京都市上京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 ８：３０～１７：００ 電話番号：０７５－４４１－５１０６
京都市中京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日 ８：３０～１７：００ 電話番号：０７５－８１２－２５６６
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 ９：００～１７：００ 電話番号：０７５－３５４－９０９０

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- 利用者より苦情を受けた職員は必ず管理者へ報告する。
 - 苦情又は相談があった場合は利用者の状況を詳細に把握する為必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや状況の確認を行なう。
 - 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら事業者側の責任者に事実関係の特定を行なう。
 - 苦情・相談に対して、管理者は対処法を決定し時下の対応を行なう。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうと共に利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行なう（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する）
 - 苦情・相談内容の記載については苦情を受けた後に事業所にて保管する。
- 上記手続きによっても苦情処理を行えない場合は、事業者である株式会社アミタで対応策を検討し、対応する。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に連絡を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以

外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 虐待防止に関する事項について

人権擁護・虐待の防止等のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定します。

また、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者、高齢の方を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

11 身体拘束に関する事項について

身体拘束等の適正化のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、入所者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化のため研修を定期的実施します。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

12 ハラスメント対策に関する事項について

(1) 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とします。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。

(2) カスタマーハラスメントについては、サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

13 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

- 居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当ケアマネジャーの氏名と当事業の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	川勝 恵理(妻)
	住所	京都市左京区下鴨北茶ノ木町27-1
	電話番号 (携帯電話)	075-723-0668 090-9880-9834

主治医	病院(診療所)名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

■担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、小池 洋子 ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日： 令和 6 年 月 日

事業者	所在地 京都府京都市左京区下鴨泉川町36-21
	事業者(法人)名 株式会社アミタ
	事業所名 カノンしもがも居宅介護支援事業所
	事業所番号 2660690187
	代表者名 大橋 秀暢
説明者	職名 主任介護支援専門員
	氏名 小池 洋子

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容および以下の項目について同意の上、本書面を受領しました。

- 私は、利用可能な事業所を複数の紹介を受けられることや、計画書に位置付けられた事業所の紹介を受けた場合は、その理由の説明を求めることが出来ることについての説明を受けました。
- ご利用中の訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことについて了解しました。
- もし私が入院した場合、担当介護支援専門員の氏名と事業所の連絡先を、入院先医療機関に報告します。

同意年月日： 令和 6 年 月 日

利用者本人 住 所 京都市左京区下鴨北茶ノ木町27-1
氏 名

(署名・法定)代理人 住 所
氏 名
契約者との関係